

○管理の委託をしようとする場合の協議の取扱いについて

〔 昭和 49 年 3 月 19 日 〕
〔 蔵 理 第 8 9 9 号 〕

改正 平成 12 年 12 月 26 日蔵理第 4612 号
同 13 年 9 月 11 日財理第 3394 号
同 19 年 1 月 22 日同 第 244-2 号
同 21 年 12 月 22 日同 第 5538 号
大蔵省理財局長から財務局長宛

標記のことについて、別添の通り各省各庁官房会計課長あて通知したから、了知されたい。

別 添

管理の委託をしようとする場合の協議の取扱いについて

〔 昭和 49 年 3 月 19 日 〕
〔 蔵 理 第 8 9 9 号 〕

大蔵省理財局長から各省各庁官房会計課長宛

国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 26 条の 2 に規定する普通財産の管理の委託について、同法第 14 条第 8 号に基づく財務大臣への協議は、下記に掲げる事項を記載した協議書に、相手方からの管理委託承認申請書、管理委託契約書(案)、図面、その他の関係書類を添付して財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長に対して行うものとする。

なお、管理の委託の取扱いについては、昭和 36 年 5 月 11 日付蔵管第 1195 号「普通財産の簡易処理について」通達、昭和 48 年 10 月 23 日付蔵理第 4676 号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達及び平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1298 号「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」通達に準じて処理するよう配意されたい。

記

- 1 当該普通財産の国有財産台帳記録事項
- 2 財産の現況及び見積評価額
- 3 相手方の住所、氏名(名称)
- 4 管理の委託を必要とする理由
- 5 管理の委託の期間

- 6 管理を委託した財産の使用又は収益の承認を行う場合は、その予定収益(使用により収益とみられる額を含む。)及び予定管理費用
- 7 管理の委託に付帯する条件の有無及び条件のあるときはその内容
- 8 相手方の管理計画又は事業計画
- 9 その他参考となるべき事項